

## 第7章 火災警報発令伝達計画

(趣 旨)

この計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に基づき、異常気象時に火災を未然に防止するため、火災警報の発令、解除又は周知させ伝達する方法を定める。

### 第1節 火災警報

(火災警報の発令)

第1 火災警報は、市長が岩手県知事から火災気象通報を受け、次の基準に達し、かつ、火災の発生又は拡大の恐れがある場合に発令する。

(火災警報発令基準)

第2 火災警報の発令基準は、遠野市地域防災計画第3章に定める気象予報・警報等の伝達計画によるものとする。

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7 m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度 35%以下で、実効湿度 60%以下と予想される場合 ハ 平均風速 10m/s 以上と予想される場合 (降雨又は降雪中は通報しないこともある。)
火 災 警 報	火災気象通報が通知され、市内の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合
発令の区域	火災警報は、一部の区域に限って発令することができる

(火災警報の解除)

第3 火災警報の解除は、その必要がなくなったときに解除する。

(火災警報の伝達及び周知)

第4 火災警報の発令及び解除の伝達は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条第5項の規定に基づく消防信号又は、防災行政無線、遠野ケーブルテレビ、消防車等のうち、いずれかを用いて行うものとする。

2 火災気象通報・火災警報伝達系統図は別表第2のとおり。